

西宮市在日外国人学校就学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人市民施策の一環として、在日外国人学校(教育長が特に認めるものに限る。以下「学校」という。)に在学している学齢児童・生徒の保護者に対する就学補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定める。

(補助対象者及び補助金額)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、前条の児童・生徒(以下「児童等」という。)の保護者で市内に住所を有する者のうち、補助申請年度の前年の所得が、別に定める所得基準に該当する者。

2 補助金の額は、児童等1人につき年額85,000円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 保護者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、補助金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

(補助金の交付等)

第5条 前条の決定通知を受けた保護者は、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を審査し、年額の補助金を一括交付する。

(手続きの代理)

第6条 児童等の在学する学校の学校長は、保護者に代わり、補助金の申請書の提出、請求、受領等に関する手続きを行うことができる。

2 前項に規定する手続きを行うときは、学校長は、保護者の委任を受けなければならない。

(補助金に関する調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し、受給資格等補助金の交付について必要な事項を調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、保護者が虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、返還させるものとする。

(適用基準日)

第9条 この要綱は、毎年7月1日現在において、児童等及びその保護者が第1条及び第2条第1項の要件を満たしている場合に限り適用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。